

湯河原町議会一般会議実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湯河原町議会基本条例（平成18年湯河原町条例第31号）第14条第2項に規定する一般会議の実施について必要な事項を定める。

(開催時期等)

第2条 一般会議は、議員から議長に開催の申出があった場合又は団体等から議長に開催の申込みがあった場合において、議会運営委員会が審査し、必要と認めたときに開催する。

2 一般会議は、原則として、町内で活動している団体等と個別に開催する。

3 一般会議の開催を希望する団体等は、湯河原町議会一般会議申込書（別記様式）を議長に提出するものとする。

4 一般会議の会場は、原則として、役場第1庁舎議会協議会室とする。

(テーマ)

第3条 一般会議のテーマは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町議会に関すること。

(2) 町政に関すること。

(3) その他町の重要な事項に関すること。

(役割分担)

第4条 一般会議における司会進行者、記録者等の役割分担は、議会運営委員会で決定した出席者が協議して決定する。

(次第)

第5条 一般会議の開催時間は、90分程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

(1) 内容の説明

(2) 質疑応答

(3) 意見提言

(一般会議の進め方等)

第6条 司会進行者は、一般会議のテーマを踏まえ、あらかじめ進行等について議長及び議会運営委員会委員長と調整を行う。

2 出席者は、個人的見解を述べるときは、議会の構成員としての良識ある言動に努める。

(記録)

第7条 一般会議の記録は、記録者において要点記録する。

(成果・効果等)

第8条 一般会議を終了したときは、速やかに記録者が文書により議長に報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書は、議会運営委員会に諮り、速やかに議会ホームページに掲載するとともに、概要を議会だよりで公表する。なお、町政に対する意見提言で重要なものは、町長に通知する。

3 一般会議終了後は、議会運営委員会において評価及び総括を行う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。